

福 福 第 380 号
令和 3 年 12 月 10 日

各所属長 殿

岡山県教育庁福利課長
(公 印 省 略)

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能年齢及び受給開始時期の選択肢の拡大について

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入については、平成 28 年 12 月 9 日付福福第 222 号にて通知しているところですが、次のとおり改正されることとなりましたので、貴所属職員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 制度改正の概要

(1) 加入可能年齢の拡大 (令和 4 年 5 月 1 日施行)

これまでは 60 歳未満の国民年金被保険者が加入可能でしたが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえて、令和 4 年 5 月 1 日以降は、国民年金第 2 号被保険者 (厚生年金加入者) について 加入可能年齢が 65 歳未満に引き上げられます。

(2) 受給開始時期の選択肢の拡大 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始の上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられます。

これによって、確定拠出年金における老齢給付金は、60 歳 (加入者資格喪失後) から 75 歳に達するまでの間で受給開始時期を選択できるようになります。

2 加入手続について

今回の改正は受給開始時期の選択肢及び加入可能年齢の拡大であり、加入手続の方法に変更はありませんので、加入を希望する場合は、現行同様に福利課への事業主の証明依頼等が必要です。(事業主の証明依頼については、令和 3 年 8 月 27 日付事務連絡を参照)

3 その他

施行内容については、別紙のリーフレットや国民年金基金連合会のホームページにも詳細が記載されていますので、必要に応じて確認してください。

なお、制度についての問い合わせは、国民年金基金連合会又は加入契約先の金融機関へ行ってください。

<本件担当>

岡山県教育庁福利課 福利厚生班 渡邊

TEL.086-226-7603

確定拠出年金制度が改正されます

2022年5月から

企業型DCの加入可能年齢が拡大されます。

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、**2022年5月から70歳未満の方まで拡大**されます。ただし、**企業によって加入できる年齢などが異なります**。

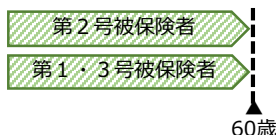
iDeCoの加入可能年齢が拡大されます。

現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、**2022年5月から65歳未満に拡大**されます。

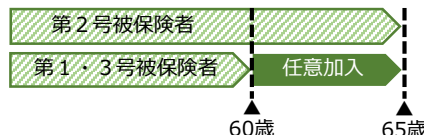
【現行】

企業にお勤めの方

自営業または専業主婦など



【改正後】



第2号被保険者以外の方は国民年金に任意加入している方が対象です。なお、これまで海外居住の方はiDeCoに加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していれば、iDeCoに加入できるようになります。

2022年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoに加入しやすくなります。

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の事業主の合意が必要ですが、**2022年10月から原則加入**できるようになります。

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額がそれぞれ以下の表のとおりであることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

	企業型DCに加入している方がiDeCoに加入する場合	企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入している方がiDeCoに加入する場合
企業型DCの事業主掛金（①）	55,000円以内	7,500円以内
iDeCoの掛金（②）	20,000円以内	12,000円以内
①+②	55,000円以内	27,500円以内

2022年4月から

受給開始時期の上限が75歳に延長されます。

2022年4月から企業型DCとiDeCoの**老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択**することができます。

★ご注意ください

企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型DCまたはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。

また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができませんので、ご注意ください。